

特集

「コロナ禍」を問われる！

プロパー融資の進め方

信用保証や制度融資に偏らない支援のポイント

コロナ禍の今、取引先への融資は信用保証や制度融資を活用した対応が大半となっている。一方、金融庁は信用保証等の取組状況を注視する姿勢を見せており、対応に悩む担当者も多いだろう。本特集では、取引先の実態を見極め、どうプロパー融資に取り組めばよいのかを解説する。



金融庁に聞く 金融機関のプロパー融資への 取組みを注視する背景と意図

5 月27日、金融庁は「令和2年度第2次補正予算の決定を踏まえた資金繰り支援について（要請）」（図表参照）を発表。ここでは、金融庁が民間金融機関のプロパ

ー融資への取組みに注目していることを公表した。

確かに、コロナ関連の公的支援が充実する中で、金融機関はリスクを負わない制度融資や信用保証に過度に依存し

ているのではないかと懸念も一部で聞かれています。

そこで本稿では、金融庁監督局・尾崎有総務課長（以下、敬称略）にインタビューを実施。今回の要請を出した背景と、金融機関のプロパ

ー融資への取組みを注視する意図についてお話を伺った。

プロパー融資を増やす狙いがあるわけではない

金融庁は今回、プロパー融資残高等を分析し、減少傾向にないかといったことに注目するという要請を出されました。その背景について教えてください。

尾崎 今回の要請については、プロパー融資そのものには焦点を当てたものではなく、「プロパー融資残高を機械的に増やしてください」といったものでもありません。

コロナ禍で資金繰りに困っている事業者に対して、保証



協会の保証付き融資や制度融資、あるいは条件変更や経営相談など、様々な方法を組み合わせて、事業者のニーズに沿った形での支援を行っている。ただきたいという趣旨のもと出させていただきました。

無論、事業者に資金ニーズがあり、しかも金融機関として対応余力があるにも関わら



金融庁監督局・尾崎 有 総務課長